

平成28年11月15日

No.324

畜産会 経営情報

主な記事

- ① 行政の窓
薬剤耐性 (AMR) と畜産
～あらためて考えよう、畜産の発展と消費者の信頼確保のために～
林 政彦
- ② 畜産学習室
畜産の経営継承にかかる税務
最終回 相続税・贈与税について
森 剛一
- ③ セミナー生産技術
麦わらサイレージや「吟醸オカラ」で飼料コスト削減を達成
―株三重加藤牧場の取り組み―
谷口 萌子
- ④ お知らせ
各種補填金・交付金単価の公表について
- ⑤ あいであ&アイデア
歩行用農機具に乗用歩行器をつけて農作業の負担軽減
佐藤 清利

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

行政の窓

薬剤耐性 (AMR) と畜産

～あらためて考えよう、畜産の発展と消費者の信頼確保のために～

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 林 政彦

1 はじめに

最近、新聞等で薬剤耐性の話題が取り上げられる機会が多くなりました。「ほとんどの抗菌性物質（抗菌剤）に耐性を持つ『スーパー耐性菌』が広がり、世界的な脅威…」等、主に人の医療への影響を指摘する一方、薬剤耐性菌増加の原因である抗菌剤の使用に触れ、「人のほか家畜の病気予防や成長促進のためにも抗菌剤が使用…」、「医療と畜産の両方で、必要性を見極め、無用な抗菌剤の使用は控えるべき…」等、畜産と関連づける記載もまみられます。

抗菌剤が効かない薬剤耐性菌が世界的な問題となっている中、わが国では、本年4月に、

「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン（以下「アクションプラン」という）が公表され、畜産分野についても対策が強く求められています。

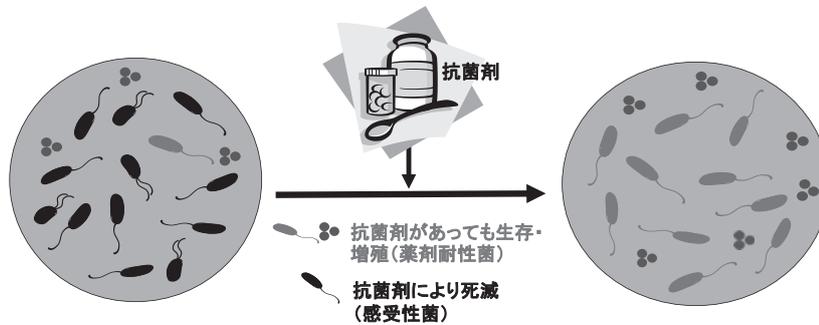
本稿では、薬剤耐性を巡る状況、アクションプランの内容等を紹介しながら、畜産関係者が取り組むべき対策について読者とともに考えてみたいと思います。

2 薬剤耐性を巡る状況

薬剤耐性とは、感染症の治療などで本来、効くはずの抗菌剤が効かなくなること、または効きにくくなることです。薬剤耐性菌とは、抗菌剤が効かない細菌であり、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加します（図1）。

(図1) 薬剤耐性菌とは？

✓ 抗菌剤(抗生物質や合成抗菌剤)が効かない細菌のことです。



近年、特に人の医療分野で薬剤耐性菌による感染症の増加が世界的に懸念されており、わが国でも医療機関で薬剤耐性菌が広がる院内感染などが問題となっています。OECD（経済協力開発機構）の報告書によれば、「2013年に薬剤耐性菌が原因で亡くなった方が少なく見積もって全世界で70万人。このまま何も対策を取らない場合、2050年には同じく全世界で1000万人が亡くなる」と推定されています。WHO（世界保健機関）は、このままでは感染症の治療に難儀した「ペニシリン発見（1928年）以前の時代」に戻ってしまうことを危惧し、昨年5月のWHO総会で、薬剤耐性に関する国際行動計画（グローバルアクションプラン）を採択し、各国に対してアクションプランの策定を求めました。その後、同年のG7エルマウサミットや本年のG7新潟農業大臣会合および伊勢志摩サミット等で薬剤耐性問題が主要議題とされ、人と動物（畜産等）の両方の分野が連携して対応する、いわゆる「ワンヘルス・アプローチ」の考え方の下で、各国が薬剤耐性対策に取り組むことが各国首

脳・関係閣僚レベルであらためて確認されました。加えて本年9月の国連総会のハイレベル会合でも薬剤耐性問題が取り上げられるなど、その機運はますます高まっています。

こうした中、わが国では、本年4月、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、アクションプランを決定・公表しました。その後、上述のG7新潟農業大臣会合や伊勢志摩サミットでは、議長国として、「効果的な薬剤耐性対策を実施すること」等を宣言するなど、国際社会に強いメッセージを発信するとともに、抗菌剤の適正使用等の薬剤耐性対策が国をあげての重要課題として位置づけられたのです。

また、本年11月、政府（内閣官房）は、薬剤耐性にかかる全国的な普及啓発活動を推進するため、このアクションプランに基づき、薬剤耐性対策推進国民啓発会議を設置・開催するとともに、毎年11月を薬剤耐性（AMR）対策推進月間として設定することを決定しました。薬剤耐性問題に対する国民の関心はこれまで以上に高まることが予想されます。

○薬剤耐性問題と畜産とのかかわり

抗菌剤は、人の医療だけでなく、畜産においても、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。抗菌剤は、家畜の健康を守り、畜産物の安定生産を確保するうえで必要不可欠な資材である一方、その使用により生じた薬剤耐性菌が人の医療のみならず獣医療に悪影響を及ぼすリスク（抗菌剤による治療が困難になること）も常に存在しています。

例えば、家畜の感染症（肺炎や下痢症等）に本来、効くはずの抗菌剤が効かなくなれば、死亡や治療期間の長期化など生産者が受ける経済的リスクが高まることとなります。加えて、薬剤耐性菌による感染症は、人の医療分野で増加した薬剤耐性菌が原因となる場合のほか、家畜の薬剤耐性菌が食品（畜産物等）を介して人に伝播する可能性も指摘されています。

具体的には、家畜に使用した抗菌剤Aで薬剤耐性菌Xが生じ、人がその薬剤耐性菌Xに感染した時に、抗菌剤Aの治療効果が無くなることとなります。このように薬剤耐性問題と畜産は無関係ではありません。畜産関係者は、このことをよく認識し、薬剤耐性菌の発生リスクを最小限に抑えながら、国産畜産物に対する消費者の信頼確保に努める必要があります。

○畜産分野における薬剤耐性の現状と主な課題

わが国の畜産分野では、これまで薬剤耐性対策として、薬剤耐性の発生の動向（薬剤耐性率）を調査・監視しながら、抗菌剤（動物用医薬品や飼料添加物）の適正かつ慎重な使

用の徹底等に取り組んできました。その結果、現状のわが国の畜産分野の薬剤耐性率は、欧米諸国とほぼ同水準となっており、わが国の畜産の対策は決して不十分ではないものと考えられます。

他方、いくつかの課題もあります。まず飼料添加物として使用される抗菌剤（抗菌性飼料添加物）です。わが国では、飼料安全法の下、飼料の栄養成分の有効利用を促進する目的（いわゆる成長促進目的）で使用されていますが、海外に目を向けると、EUは成長促進目的での抗菌剤の使用を10年前に一律で禁止しているほか、各国も成長促進目的での抗菌剤の使用を削減する動きが加速しており、そうした取り組みをアピールしています。わが国では、飼料添加物（動物用医薬品も同様）で使用される抗菌剤については、内閣府食品安全委員会において人の健康への影響評価（リスク評価）を順次行いながら、評価結果に応じた管理措置を的確に実施した上で使用しています。この手法は、国際標準であるリスクリアナリシス（リスク分析）の考え方に沿ったものであり、今後とも国内外の理解を得ながら対応していくことが必要です。

現在、動物用医薬品（豚や牛の細菌性下痢症の治療）や飼料添加物（子豚やブロイラー等の配合飼料など）として使用されているコリスチンのリスク評価が行われています。このコリスチンをはじめとして、動物用に使用する抗菌剤については、内閣府食品安全委員会のリスク評価の結果次第では、使用制限や禁止等の規制の見直し（リスク管理の強化）

が必要になることも想定しなければなりません。そのため、ワクチンや代替薬等の開発・実用化も重要となります。使用制限等に加えて、ワクチン等の代替措置をパッケージで導入することで抗菌剤の家畜への使用機会をできる限り少なくして薬剤耐性菌の発生を抑えながら、同時に家畜の健康維持（生産性の維持）にもつなげていく考え方です。

また、わが国の畜産分野の抗菌剤の使用量は、EU諸国と比較して総じて多いとみられています。このため、本当に抗菌剤の使用が必要な状況かなど、獣医師や生産者等関係者がその都度よく話し合いながら責任ある行動をとることが求められます（「抗菌剤の慎重使用」で後述）。

○アクションプランの概要

上述のように、これまでのわが国の畜産分野における取り組みは決して不十分なものではないと考えられますが、世界的な対策が進められている中、従来の取組のさらなる徹底・強化に加え、新たな課題への取り組みも必要とされており、アクションプランにも盛り込まれています。

わが国のアクションプランは、WHOのグローバルアクションプランを踏まえた構成となっており、「①普及啓発・教育」、「②動向調査・監視」、「③感染予防・管理」、「④抗菌剤の適正使用」、「⑤研究開発・創薬」に加え、G7の中でアジアにある唯一の国としての「⑥国際協力」の6分野について、今後5年間（2016年から2020年まで）に実施すべき戦略・取り組みが記載されています。

以下、畜産分野の主な取り組みについて概説します。

①普及啓発・教育

畜産分野では、まずは抗菌剤の使用者である獣医師、生産者等が薬剤耐性に関する意識を高め、理解を深めることが重要である。このため、研修会等を通じた普及啓発、教育の強化・充実を推進する。

②動向調査・監視

薬剤耐性菌の発生状況や抗菌剤の使用量がどのようになっているかを調査すること、また、人と動物分野の薬剤耐性菌の比較分析を行うことは、抗菌剤使用の適切な管理など薬剤耐性対策を適確に実施していく上で重要である。このため、動物分野における薬剤耐性菌や抗菌剤使用量の動向調査・監視体制である、「動物由来薬剤耐性菌モニタリング（JVARM）」の充実を図るとともに、人医療分野の動向調査・監視体制である「院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）」との連携（データの共有等）を一層推進する。

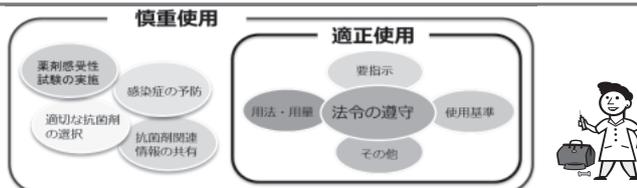
③感染予防・管理

家畜の飼養衛生管理水準を向上させ、動物の健康状態を良好に維持することは、動物の感染症の発生を予防し、安全な畜水産物の生産を確保するとともに、抗菌剤の使用機会を減らすことにつながる。従って、感染症の予防・衛生管理水準の向上は、薬剤耐性対策における極めて基礎的かつ重要な要素である。

このため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守の徹底のほか、ワクチンや代替薬等の開発・使用を促進する取組を

(図2) 抗菌剤の慎重使用とは？

- 動物用抗菌剤を使用すべきかどうかを十分検討した上で、適正使用^(※)により最大の治療効果を上げ、薬剤耐性菌の選択を最小限に抑えるように使用。
 - 適正使用^(※)よりも、更に注意して抗菌剤を使用。
- 〔※ 適正使用：獣医師の指示に基づく販売、獣医師自らの診察による指示書の発行等を定めた法令及び用法・用量を遵守し、使用上の注意にしたがって使用すること。〕
- 実践する上で獣医師と生産者の果たす役割は重要。



通じて薬剤耐性対策へとつなげていくことと
している。

④ 抗菌剤の慎重使用

抗菌剤の“慎重使用”とは、「抗菌剤を使用すべきかどうかを十分検討した上で、適正使用により最大の治療効果を上げ、薬剤耐性菌の出現を最小限に抑えるように使用すること」である。使用基準などの法令や用法・用量を順守し、使用上の注意に従って使用する“適正使用”を行うことはもちろんのこと、更に注意して抗菌剤を使用する、という考え方である。(図2)。

農林水産省では、平成25年12月、「畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方」を公表し、獣医師や生産者向けのリーフレットを作成するなどにより、抗菌剤の慎重使用の徹底を推進してきた。この「考え方」については、まだ、十分に関係者に認識されていないとの指摘もあり、徹底した周知、普及・啓発に取り組む必要がある。

⑤ 研究開発・創薬

感染症を予防することにより、抗菌剤を使用する機会の低減につながるワクチン等の研究・開発、抗菌剤の使用を制限することによる影響（薬剤耐性率の変化等）に関する研究等の推進を図る。

⑥ 国際協力

薬剤耐性は国境を越えた脅威であり、世界的に対策に取り組むことが重要である。そのため、OIE（国際獣疫事務局）等の国際機関との協力の下、特にアジア地域の途上国における薬剤耐性対策の強化に関する国際協力を推進する。

○ 畜産関係者が取り組むべきこと

上述のとおり、これまでのわが国の畜産分野の薬剤耐性対策は、決して不十分なものではありません。しかしながら、畜産先進国も含めた諸外国は、畜産分野において、成長促進目的での抗菌剤の使用禁止や抗菌剤の使用量の削減等の対策を進め、その取り組みについてアピールしている状況にあります。

今、わが国の生産者や獣医師等の畜産関係者に求められていることは、このような薬剤

耐性問題を取り巻く国内外の状況を十分理解した上で、国産畜産物に対する消費者からの信頼に応えられるよう、前向きに薬剤耐性対策に取り組むことです。具体的には、「飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと」と、「抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること」が対策の基本となります。いずれも目新しいものでなく、日ごろの飼養管理の中で実践が可能なものです。このような対策を畜産関係者が連携して実践することが、国産畜産物に対する消費者からの信頼に応え、家畜に対する抗菌剤の有効性を維持することにもつながると考えています。

さらにいえば、外部から問われるまでもなく、生産者や獣医師等の畜産関係者がスクラムを組んで「薬剤耐性の問題は理解しています。アクションプランでも畜産分野の対策が求められていることも認識しており、前向きに対策に取り組んでいます」など、積極的な姿勢をアピールしていくことも必要ではないでしょうか。

3 おわりに

上述のとおり、本年11月、わが国は、アクションプランに基づき、内閣官房を主体として薬剤耐性対策推進国民啓発会議を設置・開催するとともに、毎年11月を薬剤耐性（AMR）対策推進月間とし、国民運動として薬剤耐性問題や抗菌剤の慎重使用に対する意識向上を図ることとしました。農林水産省もこれに賛同しつつ、関係団体等と連携して畜産におけ

る抗菌剤の慎重使用の周知・徹底を図っているところです。

畜産の発展のために、薬剤耐性対策は避けて通れない課題ですが、畜産関係者はむしろ、消費者の信頼を高めるチャンスと捉えるべきです。抗菌剤の使用実態は畜種や生産者によりさまざまであり、対策の実効性を確保するためには、現場の課題等を把握しながら進めることが不可欠です。農林水産省としては、引き続き関係者との意見交換を重ねながら、関係者一丸となって対策を推進し、畜産の発展や国産畜産物に対する消費者の信頼確保に貢献していきたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

○参考（関連ホームページ）

- ・農林水産省HP：家畜に使用する抗菌性物質について
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzai/koukinzai.html>
- ・動物医薬品検査所HP：薬剤耐性菌への対応
<http://www.maff.go.jp/nval/yakuzai/index.html>
- ・首相官邸HP：国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/index.html
- ・厚生労働省HP：薬剤耐性（AMR）対策について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120172.html>

（筆者：農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課調査官）

畜産関係者の皆様へ

11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です

～ 抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の信頼に応えましょう！～

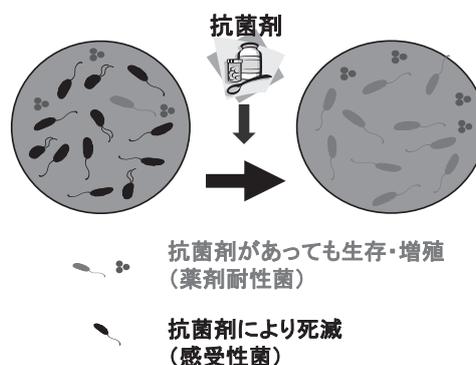
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

薬剤耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」です。薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加し、人や動物の治療が困難になります。

世界的に、薬剤耐性菌による感染症が増加しており、大きな問題となっています。

そのため、昨年5月にWHOが国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）が決定されました。

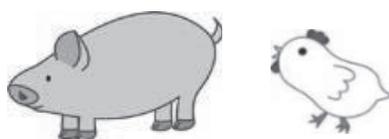


薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は、畜産分野でも、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

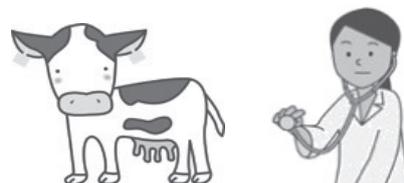
そのため、アクションプランでは、人の医療分野とともに、畜産分野において必要な取組が記載されています。



畜産関係者が実施すべき対策は？

生産者や獣医師をはじめとする畜産関係者には、薬剤耐性問題を理解し、「**抗菌剤の慎重使用**」を徹底すること等が求められています。具体的には、

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定することが対策の基本となります。



国産畜産物に対する消費者からの信頼に応えるため、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を維持するためには、**畜産関係者が一体となって対策に取り組む必要**があります。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質

検索

<http://www.maff.go.jp/j/syoutan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>



畜産学習室

畜産の経営継承にかかる税務

最終回 相続税・贈与税について

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛一

今回は相続税・贈与税の概要について解説します。

相続税のしくみ



相続税は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税されます。財産の価額の合計額の計算においては、債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。

相続は、原則として、死亡によって開始します。相続税が課税される場合、相続税の申告及び納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

注. 被相続人とは、死亡した人のことをいいます。

(1) 相続

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に関する一切の権利義務を承継することになります。扶養を請求する権利や文化功労者年金を受ける権利など被相続人の一身に専属していたものは、承継されません。

(2) 遺贈

遺贈とは、被相続人の遺言によってその財産を移転することをいいます。

注. 贈与をした人が亡くなることによって効力を生じる贈与（これを死因贈与とといいます。）については、相続税法上、遺贈として取り扱われます。

(3) 相続時精算課税に係る贈与

相続時精算課税とは、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産の価額と相続や遺贈によって取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納付した贈与税に相当する金額を控除した額をもって納付すべき相続税額とする制度（相続時に精算）で、その贈与者から受ける贈与を「相続時精算課税に係る贈与」といいます。

贈与により財産を取得した人が、この制度の適用を受けるためには、一定の要件の下、原則として贈与税の申告時に贈与税の申告書とともに「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出する必要があります。この届出書を提出した人を「相続時精算課税適用者」と

(表1) 贈与税納税猶予制度と相続時精算課税制度の比較

		贈与税納税猶予制度	相続時精算課税制度
手続き		生前一括贈与	贈与+相続時精算課税制度の選択
贈与者の要件	対象者	3年以上農業を営んでいた個人	なし
	年齢要件	なし	60歳以上(贈与した年の1月1日)
	適用を除外される場合	過去に推定相続人に農地を贈与し相続時精算課税の適用を受けた場合	
		対象年に今回の贈与以外に農地等を贈与した場合	
	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行った場合		
受贈者の要件	対象者	推定相続人(子)	推定相続人(子)又は孫
	年齢要件	18歳以上(贈与を受けた日)	20歳以上(贈与を受けた年の1月1日)
	従事要件	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事	なし
	経営要件	速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営(平成28年4月以降は認定農業者であること)	なし
農地等の要件		「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与	なし
不動産取得税		徴収猶予制度あり	通常通り負担 税額=取得価格(固定資産課税台帳価格)×税率(4%※) ※平成27年3月31日まで3%、平成27年度税制改正によってさらに3年延長

います。

相続税の計算

相続税の計算は、次の順序で行います。

(1) 各人の課税価格の計算

まず、相続や遺贈及び相続時精算課税の適用を受ける贈与によって財産を取得した人ごとに、課税価格を次のように計算します。

相続や遺贈によって取得した財産の価額+
相続時精算課税適用財産の価額-債務・葬式費用の金額+相続開始前3年以内の贈与財産の価額=各人の課税価格

〈注〉

- 1 相続時精算課税適用者(相続時精算課税に係る受贈者(子)をいいます。)がその特定贈与者(相続時精算課税に係る贈与者(親)をいいます。)から相続又は遺贈により財産を取得しない場合であっても、相続時精算課税の適用を受けるその

特定贈与者からの贈与財産は相続又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与の時の価額で相続税の課税価格に算入されることとなります。

- 2 相続又は遺贈により財産を取得した相続人等が、相続開始前3年以内にその被相続人からの暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額をいいます。

(2) 相続税の総額の計算

相続税の総額は、次のように計算します。

- ① 上記(1)で計算した各人の課税価格を合計して、課税価格の合計額を計算します。
各相続人の課税価格の合計=課税価格の合計額
- ② 課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いて、課税される遺産の総額を計算します。
課税価格の合計額-基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)=課税遺産総額

〈注〉

- 1 法定相続人の数は、相続の放棄をした人がい

(表2) 相続税の速算表
【平成27年1月1日以後の場合】

法定相続分に不応する取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

ても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

2 法定相続人のなかに養子がいる場合において、被相続人に実子がいるときは、養子のうち1人を法定相続人に含め、被相続人に実子がいないときは、養子のうち2人を法定相続人に含めません。

③ 上記②で計算した課税遺産総額を、各法定相続人が民法に定める法定相続分に従って取得したものとして、各法定相続人の取得金額を計算します。

課税遺産総額×各法定相続人の法定相続分
＝法定相続分に不応する各法定相続人の取得金額（千円未満切り捨て）

④ 上記③で計算した法定相続人ごとの取得金額に税率を乗じて相続税の総額の基となる税額を算出します。

法定相続分に不応する各法定相続人の取得金額×税率＝算出税額

⑤ 上記④で計算した法定相続人ごとの算出税額を合計して相続税の総額を計算します。

(3) 各人ごとの相続税額の計算

相続税の総額を、財産を取得した人の課税価格に応じて割り振って、財産を取得した人

ごとの税額を計算します。

相続税の総額×各人の課税価格÷課税価格の合計額＝各相続人等の税額

(4) 各人の納付税額の計算

(3)で計算した各相続人等の税額から各種の税額控除額を差し引いた残りの額が各人の納付税額になります。

ただし、財産を取得した人が被相続人の配偶者、父母、子供以外の者である場合、税額控除を差し引く前の相続税額にその20%相当額を加算した後、税額控除額を差し引きます。

なお、子供が被相続人より先に死亡しているときは孫（その子供の子）について相続税額に加算する必要はありませんが、子供が被相続人より先に死亡していない場合で被相続人の養子である孫については相続税額に加算する必要があります。

贈与税のしくみ

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。

会社など法人から財産をもらったときは贈与税でなく、所得税がかかることになっています。また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたとみなされて贈与税がかかることになっています。ただし、死亡した人が自分を被保険者として保険料を負担していた生命保険金を受け取った場合は、贈与税でなく相続税の対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相

「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

(1) 暦年課税

贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。この場合、贈与税の申告は不要です。

(2) 相続時精算課税

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができます。

また、前年以前にこの特別控除の適用を受けた金額がある場合には、2,500万円からその金額を控除した残額がその年の特別控除限度額となります。

(3) 申告と納税

贈与税がかかる場合及び相続時精算課税を適用する場合には、財産をもらった人が申告と納税をする必要があります。申告と納税は、財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日の間に行います。

なお、相続時精算課税を適用する場合には、納税額がないときであっても財産をもらった

人が財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日の間に申告する必要があります。

税金は金銭で一度に納めるのが原則ですが、贈与税については、特別な納税方法として延納制度があります。延納は何年かに分けて納めるものです。延納を希望する場合は、申告書の提出期限までに税務署に申請書などを提出して許可を受ける必要があります。

贈与税の計算

贈与税の計算は、まず、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。続いて、その合計額から基礎控除額110万円を差し引き、次に、その残りの金額に税率を乗じて税額を計算します。

(表3) 贈与税の速算表

【平成27年1月1日以後の場合】

基礎控除後の課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

〈注〉特例税率は、直系尊属（父母や祖父母など）から子・孫などの直系卑属（財産の贈与を受けた年の1月1日現在において20歳以上の者に限ります。）が贈与により財産を取得した場合（特例贈与財産）の贈与税の計算に使用する。一般税率は、特例贈与財産にならないもの（一般贈与財産）の贈与税額の計算に使用する。

セミナー

生産技術

麦わらサイレージや「吟醸オカラ」で飼料コスト削減を達成 —(株)三重加藤牧場の取り組み—

谷口 萌子

はじめに

三重県四日市市の(株)三重加藤牧場（経営主＝加藤勝也さん）は、繁殖牛400頭、育成牛300頭、肥育牛500頭を飼養する肉用牛一貫経営です。

同牧場では、自社で栽培する牧草に加え、地域内で生産された稲わらや麦わらをサイレージ化し給与しているほか、豆腐工場から出るおからを乳酸発酵させたオリジナルの「吟醸オカラ」を給餌し、飼料コスト削減に取り組んでいます。

麦わらサイレージでコスト削減

(株)三重加藤牧場では、粗飼料はほぼ100%自給しています。同牧場で作った牧草や、地

元農家の麦わら、稲わらをサイレージにしたものや乾燥したものを給与しています。そして、堆肥を地元農家へ還元し、地域内で循環する農業を実践しています。良質な堆肥を地元農家へ返すことで、農地の地力が増し、稲・麦の収穫量も増え、わらの回収量が増え、また良質な堆肥を圃場へ返せる、という好循環が生まれています。

加藤牧場では、稲わら、麦わらは少々水分があっても、刈り取ったらすぐにロールにして圃場から一気に持って帰ります。そして持ち帰ったロールは重量を量り、350kg以上あれば水分が多いと判断してラッピングして発酵させ、サイレージとして給与しています。350kg以下の場合、そのまま給与します。

水分が多い麦わらをサイレージ化すると、



積み上げられたサイレージ



牛舎にもたくさん保管されています



麦わらのサイレージはとていいにおい



オカラ

発酵後のにおいがよくなり、柔らかくなるため、嗜好性がよくなるそうです。一般的に粗飼料として麦わらはあまり使用されませんが、サイレージ化することにより、粗飼料としての利用価値を高めることができたとのこと。

また、稲刈り後のまだ青いわらにもラップをかけ、子牛に給与しています。刈り取り後の藁はすぐに収集するため、麦の作付を早期にできて生育が良くなり、麦わら収量が上がるということです。

このような取り組みにより、加藤牧場では毎年約300kgのロールを3000~4000個集めます。サイレージ化の手間が省けることで、コストの大幅な低減にも貢献しています。

「吟醸オカラ」で 飼料効率向上を実現



約12年前に加藤さんは「今後、世界中で食肉文化が広がり、食肉の需要が増えてくると、穀類が不足するのでは」と考えました。そこで、大豆から豆腐を製造する過程で発生するオカラの有効利用を考えました。

豆腐屋さんで廃棄物となるオカラを譲り受けて、オカラの成分と水分を利用し、トウモロ

コシや大麦などの穀類を乳酸発酵させて飼料としています。牛は、食べたものを胃で微生物により発酵させて消化するため、もともと発酵した餌を与えることで、消化吸収率がよくなり、一般的な濃厚飼料を与えたときより2~3割飼料効率がよくなりました。加藤牧場オリジナル「吟醸オカラ」を与えることで穀物使用量が減り、効率的に育てることができています。また、消化吸収がよいため糞の臭いが軽減でき、多くのメリットがあります。

この飼料を完成するまでに苦労したことは、乳酸菌は嫌気発酵をする際に、デンプン質を消費することです。初めはこのことが分からず、オカラ飼料を食べた牛が消化不良を起こすこともありました。悩んでいるときに全国肉牛事業協同組合の山氏徹理事長から「デンプン質を加えるといいのではないかとアドバイスをもらい、改善することができました。さらに、この飼料で育った牛の肉の味もよくなり、好評を得ています。「たくさんの方のアドバイスをいただき、現在の加藤牧場がある」と加藤さんは感謝しています。

(筆者：(一社)三重県畜産協会 価格対策課 主事)

お知らせ

各種補填金・交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価について〔平成28年7・8・9月分〕

平成28年7・8・9月に販売された交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱(平成28年3月25日付け27農畜機第5583号)第6の9の補填金単価(確定値)については、下記のとおりです。

なお、平成28年7・8月に販売された交付対象牛に適用する同要綱附則9の精算払の額については、下記の確定値と概算払の補填金単価の差額となります。

記

(表1) 全国

販売月	肉専用種 (地域算定県を除く)	交雑種	乳用種
平成28年4月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	17,800円 (13,800円)
5月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	26,800円 (22,800円)
6月確定値	—	—	47,000円

(表2) 地域算定県(肉専用種) ※

販売月	岩手県(日本短角種)	広島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
平成28年4月確定値 (概算払)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
6月確定値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 各県の算定結果です。

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策(特例措置)として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：平成26年度より、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。

注3：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。なお、配合飼料価格安定制度の補填状況については、下記のホームページをご参照ください。

一般社団法人全国配合飼料供給安定基金 (<http://www.esakikin.or.jp/new.html>)

一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金 (<http://www.tikusankikin.com/hotenkin/index.html#01>)

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金 (<http://www.zennikki.or.jp/>)

注4：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

注5：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分からと畜経費を算入しています。

注6：平成26年4月分から、消費税抜きで算定しています。

2. 肉用子牛の平均売買価格及び生産者補給金交付単価〔平成28年度第2四半期〕

農林水産省は、平成28年10月20日官報で、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の平成28年度第2四半期（平成28年4月から6月まで）の平均売買価格及び補給金単価を表3の通り公表しました。

（表3）肉用子牛の平均売買価格及び補給金単価

単位：円／頭

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		337,000	307,000	220,000	133,000	205,000
合理化目標価格		280,000	257,000	149,000	90,000	147,000
28年度 第2四半期	平均売買価格	812,100	764,800	389,600	216,700	401,200
	補給金単価	—	—	—	—	—

3. 肉用牛繁殖経営支援事業に係る四半期別品種区分別支援交付金単価〔平成28年度第2四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成28年度第2四半期における販売又は自家保留された肉用子牛に係る肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第3の4の(1)に規定する支援交付金の単価を表4の通り公表しました。

（表4）肉用子牛の平均売買価格及び支援交付金単価

単位：円／頭

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
①保証基準価格	337,000	307,000	220,000
②28年度第2四半期平均売買価格	812,100	764,800	389,600
③発動基準	450,000	410,000	290,000
④支援交付金単価 (③-② (②<①の場合は①))×3/4	—	—	—

注：100円未満切り捨て

4. 養豚経営安定対策事業の養豚補填金単価〔平成28年度第1・2四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成28年度第1・2四半期に販売された交付対象の事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の(7)の(ア)の(ア)の養豚補填金単価を表5の通り公表しました。

（表5）養豚補填金単価の算定

単位：円／頭

平均粗収益 (A)	38,399
平均生産コスト (B)	32,833
差額 (C)=(A)-(B)	5,566
補填金単価 (C)×0.8 (注)	(A)>(B) 補填なし

注1：100円未満の場合、補填金単価を設定しない。10円未満切り捨て。

注2：平成26年度第1四半期分から、消費税抜きで算定しています。

あいであ & アイデア

歩行用農機具に乗用歩行器をつけて農作業の負担軽減

宮崎県北部農業共済組合 佐藤 清利

乗用歩行器

畜産農家にとって良質な粗飼料の確保は、牛の発育はもちろん、健康で丈夫な牛づくりには必要不可欠です。収穫は、天候に左右され、毎日お天道様のご機嫌を伺いながらとなり、収穫時は、まさに時間との闘いです。

粗飼料である牧草などは、刈り取り、反転、そして乾燥と多くの作業を要します。そのため、収穫の際は、モア（刈り取り機）、ヘーメーカ（反転機）の農機具が欠かせません。農業従事者の高齢化が進み、高齢者にとって毎日の農作業は、肉体的負担が大きいと思われま

す。そこで、省力化、時間短縮、疲労軽減を図るために宮崎県延岡市で肉用牛繁殖経営を行う金子梅雄さんが考案・製作した「乗用歩行器」を紹介します。

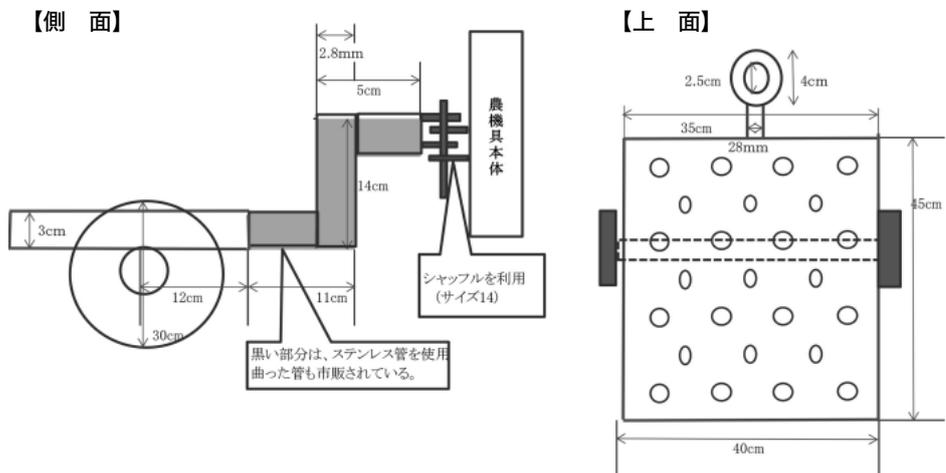
材料・製作方法

材料は、ゴムタイヤ（一輪車用）、鉄板、ステンレス管、シャックル（14サイズ）などを使います。タイヤは、直径30cmのものを利用します。乗用板は、縦35cm、横45cm、高さ3cmで厚さ5mmの鉄板を使用します。

製作には、溶接が必要です。鉄板を四隅に溶接後、乗用板として穴あきステンレス板を同時に溶接し、車軸及びタイヤを取り付けます。そのあと、農機具本体と乗用板のジョイントを取り付ければほぼ完成です。

自作で十分に対応できますが、溶接作業が苦手な人は、鉄工所に依頼してください。また、乗用板の上に滑り止めのゴムをセットすると、乗用時に安全です。ちなみに製作費は、材料代のみで7000円ほどです。

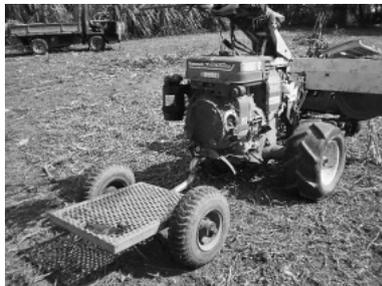
乗用歩行器の製作図



製作時のポイント

タイヤとタイヤの幅は40cmです。タイヤの取り付け位置は、前から12cm位の位置がベストです。乗用板の中心に取り付けると、乗った時にモアの前が浮くので、牧草をうまく刈り取れなくなります。

また、農機具本体のアタッチ部分と乗用板のアタッチ部分が上下左右に動く“遊び”部分が、製作の大きなポイントとなります。



乗用板を本体にとりつけた状態



乗用板に乗った状態



穴あき鉄板が平鉄板をはる。また、滑り止めのマットを貼ると事故防止になる。



つなぎ目の遊び部分が大事

考案・製作者の金子さんの感想

これまで、畜産を主体に農業に取り組んできました。畜産には、粗飼料が欠かせません。現在、稲わら、イタリアン、WCS（発酵粗飼料）と、合わせて6haほど作付けをしています。

61歳の時に脳梗塞を患い、左半身に軽い麻痺が残りました。粗飼料の刈り取り、反転を歩行用農機具で行う農作業は、体に負担がかかり、痛みで夜も眠れないほどでした。そこで、体への負担軽減を図りたいと乗用歩行器を発案しました。

歩行時は、低速で機械についていくのが精一杯でした。乗用歩行器を発案したことで作業速度もぐんと上がり、10aで30分から1時間以上も時間が短縮され、農作業が楽になりました。昔、鉄工所勤務の経験を活かして自分で製作できたので、費用は材料代だけで済みました。「こりゃよかもん作ったわ」とつくづく思います。

現在、繁殖和牛6頭を飼育し、過去には“梅福6号”という種牛を育て上げました。牛にかける思い入れは、人一倍強いつもりです。今後もわが子のように育てる和牛に、おいしい粗飼料を与え続けるために、そして農作業の軽減のために、皆さんのお役に少しでも立てるよう創意工夫をしていきたいと思ひます。

最後に一言。公道での乗用は、絶対にしないでください。

(筆者：宮崎県北部農業共済組合 本所 事業部長)

